

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年10月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

事業名	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること</p> <p>施策目標1-1 労働条件の確保・改善を図ること</p>																															
事業の概要	<p>1 中央検討委員会の開催等 関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる検討委員会を設置し、標準調査票の作成、調査結果の地域・業界のクロス分析、具体的な支援策の検討等を行うとともに、下記2の地域・業界団体からの報告書を踏まえ、報告書（全体版）を作成する。</p> <p>2 地域・業界団体に応じた課題の検討等 最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体について、県商工等担当部局、関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる調査委員会を設置し、各地域・業界用の調査票の作成、実態調査の実施、調査結果を踏まえた課題の検討等を行い、地域・業界団体ごとの報告書を作成する。</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 1083 1677 1688"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">最低賃金制度は法律において行政機関（国）が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関（国）が関与する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由)</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 1826 1677 2006"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 2103 1677 2242"> <tr> <td>賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額：207百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他	最低賃金制度は法律において行政機関（国）が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関（国）が関与する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他	最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。				民営化や外部委託の可否 (理由)	可	否		外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無		事業の有効性	地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。	賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他																													
最低賃金制度は法律において行政機関（国）が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関（国）が関与する必要がある。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他																													
最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。																																
民営化や外部委託の可否 (理由)	可	否																														
外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																														
事業の有効性																																
地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。																																
賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(達成水準/達成時期)	
1 報告書において最低賃金の引上げのための課題等や価格転嫁を行う場合の問題点等が明らかにされたか否か(一/平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。このため、本事業で作成する報告書(全体版)において、地域・業界の実態を踏まえ、賃金実態、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等を明らかにすることが必要不可欠である。
(調査名・資料出所、備考)	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 報告書(全体版)の作成(1件/平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。本事業については、これらに資するための賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、報告書(全体版)に取りまとめることを目標としている。
(調査名・資料出所、備考)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)